

議員提出第4号

国民健康保険の財政基盤の強化を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年 6月16日

提出者 吉川市議会議員 佐藤 清治

賛成者 吉川市議会議員 小林 昭子

〃 降旗 聡

吉川市議会議長 互 金次郎 様

提案理由 口頭

国民健康保険の財政基盤の強化を求める意見書

市町村が運営する国民健康保険は、加入者の低所得化、高齢化がすすむ一方で、保険税(料)負担率が高くなるという構造的な問題を抱えている。

こうしたなか、国は制度の安定化を図るためとして、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を制定し、平成 30 年度から都道府県も市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたところである。また、国はこの制度改正と併せて、市町村の一般会計繰入総額 3,500 億円とほぼ同水準の公費を投入する方針も明らかにしているが、国保の構造的な問題を解決するには至っていない。

埼玉県では、この制度改正を受けて、県より市町村ごとの 2 回目の国保事業費納付金及び標準保険税額の試算が示された。この試算では、県内 63 市町村の平均保険税は平成 28 年度の加入者 1 人当たり 88,863 円(保険税軽減適用後)に対し、平成 29 年度は 135,081 円と 52%の増額となり、吉川市でも平成 28 年度 92,043 円(保険税軽減適用後)に対し、平成 29 年度 136,854 円と 48.68%の増額となっている。標準保険税の試算では一般会計からの法定外繰入金は考慮されておらず、一般会計からの繰入金で加入者の負担軽減に努めている自治体ほど、現行保険税と標準保険税額との乖離が大きく、今後、保険税大幅引き上げの圧力におびやかされることは必至である。

しかし、加入者にこれ以上の負担増を求めることは厳しい現状であり、国民健康保険を持続可能な社会保障制度として再建するためには、さらなる財政基盤の強化が不可欠となっている。

よって、国においては国民健康保険の財政基盤の強化を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 新制度開始に伴う公費拡充を確実に実施するとともに、国民健康保険財政の安定化を図るため、国庫負担割合の引き上げを図ること。
- 2 低所得者層に対する保険税(料)減免制度の拡充を図ること。
- 3 市町村独自の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整制度の廃止を含めた見直しを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 16 日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣